

東三河区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
愛 知 県

目 次

1 . 計画の性格	1
2 . 計画の対象区域	1
3 . 計画の期間	1
4 . 整備及び開発の基本構想	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	5
6 . 産業の業種、規模等に関する事項	6
7 . 土地の利用に関する事項	8
8 . 施設の整備に関する事項	9
9 . 環境の保全に関する事項	14
10 . 防災対策に関する事項	16

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、東三河都市開発区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した東三河区域都市開発区域であり、関係市町村は次のとおりである。（ただし、保全区域を除く。）

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（一部）、田原市、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町、同郡御津町

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4．整備及び開発の基本構想

（現状と課題）

本区域は、愛知県の東部に位置し、豊かな自然環境、ゆとりある空間に恵まれており、中核市である豊橋市を中心にまとまりのある圏域を形成している。また、自動車をはじめとするモノづくり産業が集積しているとともに、生産性の高い農業が展開している地域である。さらに、三遠南信地域として、長野県南信州地域及び静岡県遠州地域との県境を越えた広域的な観光等の取組が行われている。

とりわけ、重要港湾である三河港は、世界有数の自動車流通港湾として成長を続けており、区域の発展に大きな役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、国内の他地域での交通基盤整備の進展により、国土の中央に位置する地理的特性、東名高速道路・東海道新幹線等恵まれた交通条

件など本区域が持つ優位性が、相対的に低下してきている。

こうした中、工業については、本社機能・研究開発部門等を持つ地域経済の基幹となる産業の集積が、隣接する西三河地域等と比較して進んでいないため、近隣地域の産業との連携の強化や既存産業の複合化等による新たな産業の育成・誘致が求められている。また農業については、施設園芸・露地野菜を中心とする全国有数の農業地帯を形成し、10a 当たりの生産農業所得が全国平均の3倍以上であるなど高い生産性を維持しているものの、増加する輸入農産物との価格競争に対応するため、農業生産の効率化による農産物の一層の低コスト化が求められている。

東アジアの経済発展等による経済社会のグローバル化が進展する中、大型船舶の運航を可能とする中山水道航路が完成するとともに、三河港では多目的国際ターミナルの整備が進められており、自動車物流を核とした国際競争力を有する港湾としての機能強化を図る必要がある。また、西三河・遠州地域との広域連携を視野に、本区域の産業活動を支える広域交通ネットワークの整備を図る必要がある。

豊橋技術科学大学をはじめとする高等教育機関の集積を活かした産学官連携による活発な研究開発が進められている。現在、新規事業等の創出に向け都市エリア産学官連携促進事業が進められ、ベンチャー企業の設立や製品化が行われるなど一定の成果を挙げている。また、産学連携をコンセプトとした工業用地である豊橋リサーチパークには、外資系自動車部品メーカーなど企業立地が進みつつあり、一層の企業誘致が求められている。

本区域には、自然環境、歴史的施設、複合海洋性レクリエーション施設であるラグーナ蒲郡など観光資源に恵まれており、こうした資源を活かしながら、観光ニーズに対応した広域観光を含む新しい取組が求められている。

昭和43年の豊川用水の通水により産業構造の転換に成功し、多様な産業が発展してきたが、人口増加や産業発展等により毎年のように渇水が起きており、安定的な水供給を確保するためには、水資源開発を推進する必要がある。また、豊川上下流の相互交流や流域が一体となった森づくりの取組を通じて、水源地域の活性化を図ることが求められている。

三河湾は、典型的な閉鎖性水域であり、下水道の整備のほか覆砂・干潟造成事業など三河湾浄化の取組が進められているが、なお一層の水質改善が求められている。

(基本的な方向)

以上の現状と課題を踏まえ、本区域を世界に開かれた環伊勢湾地域における国際交流活動の東の拠点として位置づけ、多様な主体の参加を得て隣接区域との連携・交流を進めるとともに、重点的・効率的な社会資本整備や戦略的な企業誘致を進めることにより、活力溢れる暮らしやすい地域社会の形成をめざすこととし、基本的な方向を次のとおり構想する。

重点施策の方向

(1) 三河港を核とする広域物流ネットワークの形成

本区域の発展に枢要な役割を担う三河港については、自動車取扱岸壁の整備や、ガントリークレーンの増設によるコンテナ取扱機能強化など物流機能の強化を図ることにより、世界につながる国際的な産業・物流拠点を形成し、特定重要港湾をめざす。

三河港と西三河、遠州、さらには南信州地域等との広域連携強化を視野に入れ、第二東名高速道路、三遠南信自動車道、名豊道路の整備推進、これらへのアクセス機能の強化を図るとともに、伊勢湾口道路構想等を推進する。

こうした取組により、三河港と広域交通ネットワークが一体となった広域物流ネットワークの形成をめざす。

(2) 潜在的な発展可能性を活かした地域産業の活性化

地理的特性を活かした風力等の新エネルギー関連産業、医療品等の健康長寿産業等の新たな立地がみられ、こうした動きを一層進展するため、官民一体となった誘致体制による臨海部・内陸工業用地への企業誘致を積極的に展開する。

豊橋技術科学大学を中心とする産学官連携について、豊橋サイエンスコアを拠点として一層推進するとともに、既存産業と地域資源の融合による健康長寿分野での取組等により、次世代産業クラスターの形成をめざす。

ITやバイオ技術の活用による農業と工業の連携を深めるなど、この地域に集積する農林水産業の高度化やそれに関連する付加価値の高い産業などの育成・誘致を図るとともに、消費者ニーズに対応した農産物を生産し、地産地消を進める。

豊かな自然環境を地域資源として活用するとともに、三遠南信地域での広域的連携によるグリーン・ツーリズム、歴史探訪、さらには自動車

をテーマとする産業観光など体験・交流型の観光コンテンツの充実を図り、時間を消費することを楽しむような新たな観光振興策について検討していく。

(3) 暮らしやすさを実感できる地域社会の形成

人口減少社会が到来し急速な高齢化等が目前に迫った中、都市機能の向上と快適な居住環境を確保するため、街なか居住や公共施設の中心部への誘導、ユニバーサルデザインを取り入れた高齢者向住宅の整備、市街地再開発の推進など、コンパクトなまちづくりを進める。

東海地震や東南海地震の切迫性が高まる中、本区域全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたこと等から、住宅や公共施設の耐震工事の推進、海岸堤防等の整備及び地域防災力の強化など地震防災対策を計画的・効率的に推進する。

本区域は、毎年のように節水を余儀なくされ全国的に見ても湧水が頻繁に起きる地域であるので、安定的な水供給を確保するために、設楽ダム建設事業の早期着工と豊川用水二期事業の早期完成をめざす。また、豊川流域住民の相互理解に向けた上下流交流や、森林や農地が持つ水源かん養などの多面的機能の維持・向上を図るなど流域圏一体となった取組を推進する。

良好な景観形成に対する関心やニーズが一層高まる中、水や緑の豊かな自然を重要な景観資源とした美しい地域の形成に向け、住民等の景観意識の向上や協働による景観づくりを推進する。また、自然環境を活かした自然とのふれあいの場、憩いの場となる東三河ふるさと公園の整備を推進する。

本区域は、南米地域からの就労を主目的とした日系人をはじめとする外国人が多く居住している地域であり、定住化と集住化傾向が見られる中、言語、文化の違い等から、労働・医療・教育等の面で様々な課題が顕在化している。また、今後、海外からの留学生や技術者・研究者等がこの地域で一層活躍することが期待されている。こうしたことから、全ての外国人が住民として安心して暮らせる社会（多文化共生社会）の実現に向けた取組を推進していく。

地区別の基本方向

内陸部については、産学交流型の研究開発拠点、研究開発団地の形成

や商業・業務機能などの高次都市機能の充実を図りつつ、生活環境基盤、産業基盤の整備を進める。

三河港臨海部については、積極的な企業誘致を展開するとともに、コンテナ物流にも対応する国際的な産業・物流拠点の形成をめざす。

蒲郡地区については、大規模集客施設であるラグーナ蒲郡を核として、広域的な観光拠点の形成を図る。

渥美半島部については、豊川用水二期事業の早期完成など各種農業農村整備事業を推進するとともに、高付加価値化による先進的農業地帯として一層の振興を図る。

また、この地域は温暖な気候、内湾性と外海性とをあわせ持つなど多様な自然条件に恵まれており、伊勢志摩地区、浜名湖地区、知多半島地区との連携を図りつつ、地域資源を活かした観光振興を図る。

(配慮事項)

人口減少社会の到来が目前に迫っている中、厳しい財政状況の中で今後、社会資本整備の新規投資費用の確保がますます困難となり、維持更新費が増大していくと予想される。このため、重点的・効率的な整備が求められており、都市のストックを有効利用するためのソフト面の施策の導入、費用対効果分析等を導入した客観的評価制度に基づいた投資、PFIの導入など、様々な方法を検討・活用しながら地域整備を進めていく。

さらに、計画の実現に向け、行政のみならず民間企業、NPOなど多様な主体の参加・協力を促進していく。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

本区域の総人口は、平成17年には738千人となり、今後5年間に3千人増加し、平成22年には741千人になるものと見込まれる。

年齢階層別人口をみると、平成17年の年少人口は113千人、生産年齢人口は491千人、高齢人口は134千人となり、平成22年には年少人口108千人(対17年比4.4%減)、生産年齢人口479千人(対17年比2.4%減)、高齢人口154千人(対17年比14.9%増)になるものと見込まれる。

本区域の世帯数(一般世帯)は、平成17年には250千世帯となり、今後5年間に10千世帯増加し、平成22年には260千世帯になるものと見込まれる。

労働力の需給については、人口の少子・高齢化の進展による生産年齢人

口の減少等により、労働力の供給構造の変化が進む一方、経済のサービス化・グローバル化による産業構造の変化や技術革新の進展により、職種の転換、能力開発の必要性が高まってきている。

このような労働力の需給構造の量的・質的变化に対応して、職業情報の提供、職業能力開発等の雇用安定対策を推進するとともに、若年者、中高年齢者、障害者、女性等に対する雇用促進対策を積極的に推進する。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

本区域の産業について総生産額で見ると、3兆2,492億円（平成15年度）で県全体の9.6%を占めており、10年間で6.9%増加している。

また、産業別総生産額の割合をみると、第1次産業が2.5%、第2次産業が48.4%、第3次産業が49.1%を占め、県全体と比較して第1次産業が2ポイント高くなっている。

こうした特色を活かしながら、農・工連携による新しい農業の推進や、隣接地域に集積する産業と関連した産業の育成・誘致を図る。

(1) 産業別振興の方向

イ 農林水産業

本区域の農業は、大都市圏に近い立地条件、温暖な気候、豊川用水の利用等により、野菜、花き、果樹等の園芸、畜産を中心に生産性の高い全国有数の農業地帯を形成しており、農業算出額（平成16年）は1,611億円で県全体の49%を占めている。

今後とも安全で価格競争力のある農産物の生産拠点として、全国の重要な役割を果たしていくことが期待されている。

このため、豊川用水二期事業や設楽ダム建設事業の推進等により農業用水の安定供給に努める。また、農産物の安全性の確保や担い手の育成に向けた各種対策を推進するとともに、ニーズに対応した生産供給体制の整備など効率的な経営による農産物の一層の低コスト・高付加価値化を進める。

さらに、豊橋技術科学大学と農業総合試験場等との共同研究を推進し、ITやバイオ分野の研究開発やその活用など農・工の連携を図ることにより、新しい農業の展開をめざす。

林業については、三河材の活用を図るため、三河材の認証制度について関係機関と連携しながら検討を進めるとともに、三河材による家

づくりや公共的施設の木造木質化、学校教育における木材利用の普及啓発に取り組む。

漁業については、沿岸漁場の整備、水産資源の維持増大、漁港の整備等を進め、生産性の高い漁業の推進を図るとともに、漁場環境保全創造事業等の実施により漁場環境の改善に努める。

また、豊かな自然の残されている農漁村における快適な生活環境の確保に向けて、集落排水処理施設等の整備を推進する。

ロ 工業

本区域の工業は、地理的特性や優れた交通条件を活かしながら成長を続けてきたが、優位性が相対的に低下する中、隣接する西三河地域や遠州地域等との連携の強化や既存産業の複合化等により、新規産業の育成・誘致を図る。

- ・ 臨海部においては、自動車をはじめとする輸送機器産業などの企業が集積しつつあり、効率的な物流システムを構築するとともに、工業用地の整備を進め企業立地を積極的に推進する。
- ・ 内陸部においては、機械、食品等を中心とする企業が立地している。今後は、既存工業の技術、人材等の集積を活かし、新技術を取り入れながら経営力の強化・高度化や新商品の開発に努めるとともに、豊橋市・若松地区及び石巻西川地区、新城市・新城南部地区への企業誘致を推進するとともに、豊川市での工業用地の整備を推進する。

また、民間企業等との共同研究を特色の一つとする豊橋技術科学大学との連携のもとに、ベンチャー企業の創出、人材の育成等をめざすサイエンス・クリエイト 21 計画を推進し、産学交流型研究開発拠点の形成を進める。

ハ 商業等

本区域は、豊橋市を中心に商業・業務などの都市機能が集積しているが、今後も遠州・南信地域、都市整備区域との結びつきを強めつつ、これら地域も視野に入れた三河港の流通ネットワークの強化を図るなど、広域的な商業経済圏の形成に努める。

さらに、各都市では、中心市街地の空洞化が進展しており、地域の活性化に向け駅周辺地区の再開発事業の推進による街なか居住の促進や公共的施設の中心部への誘導等を図るとともに、地域の特性を活か

した街づくりを進め、地域商業の円滑な発展を促進する。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 土地利用の基本構想

本区域は、恵まれた自然環境と大きな開発余力を有するとともに、首都圏及び近畿圏との東西交流、中部圏内陸部との南北交流の結節点に位置しているという優れた交通条件・地理的条件のもとに、都市と農村との調和のとれた広域生活圏を形成している。

また、本区域は、遠州・南信地域をも含めた地域の一体的な発展を担うべき中核として位置づけることができる。

今後、この区域は都市整備区域、遠州・南信地域、さらには三河山間地域など周辺地域との結びつきを一層強めながら、開発整備を進める。

このため、広域幹線道路、これへのアクセス道路及び地区内道路網の整備を進めるとともに、遠州・南信地域も視野に入れた三河港の港湾機能の充実など交通基盤整備を基軸として、産業経済等の諸活動の促進を図っていく必要がある。

このように、本区域においては、今後一層の都市化・工業化の進展により、土地利用の転換が進行すると見込まれるため、環境の保全、災害の防止、農漁業との調整に留意しつつ、国土利用計画及び土地利用基本計画に即し、土地利用等に関する諸制度の適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用と地価の安定を図る。

(2) 土地利用の概要

本区域の土地利用は、豊橋市を中核に居住、産業、自然環境などが調和したまとまりのある生活圏を形成していること、特に産業面では、工業立地が推進されているとともに高生産農業が展開されていることなどを踏まえ、次のとおり構想する。

住宅地については、既成、新市街地での都市開発等により良好な市街地の形成を進め、都市化の進展に即応した住宅地の確保を図る。

また、都市の魅力を高め、ゆとりある居住空間を形成していくために、街並み景観に配慮した美しいまちづくりを進める。

商業地については、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市等各都市の既存商業地の利用の高度化を図るとともに、豊橋駅周辺地区において地域の顔となる都市拠点の整備等を進める。

三河港臨海部では、工業立地とあわせて外内貿ふ頭の整備などを進め、広域的な流通拠点の形成に努める。

また、蒲都市及び渥美半島部では、恵まれた自然条件を活かして、大都市近郊型・周遊型のレクリエーション地帯としての整備を進める。

工業地については、既存工業地の利用の高度化に努めるとともに、内陸部及び臨海部において、企業誘致を積極的に推進する。

農用地については、渥美半島を中心に全国的な高生産性農業地帯を形成しており、今後とも、豊川用水二期事業をはじめとする各種農業農村整備事業などにより農業基盤の整備を推進し、都市的土地利用との調整を図りつつ、先進的農業地帯としての農地の高度利用の促進を図る。

8. 施設の整備に関する事項

本地域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある地域づくりをめざすが、その計画の大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備に当たっては、すべての住民が自由に参加し、安全かつ快適に暮らすことができるような施設の整備等ユニバーサルデザインに基づいた施策を図る。

(1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を推進する上で、交通通信体系の整備は極めて重要である。このため、今後における人的・物的交流、さらには情報交流の増大とその質的高度化の要請を踏まえ、環境面や安全面に配慮しつつ各種の交通施設及び通信施設の整備を推進する。

イ 道路

本区域と他区域とを連絡する広域幹線道路の整備を推進するとともに、区域内都市間の連携と沿線地域の開発に資する道路の整備を推進する。

特に、東西の大都市圏を結び国土軸を形成する第二東名高速道路及び三遠南信地域の一体的発展に大きな影響を持つ三遠南信自動車道、また、本区域の骨格となる名豊道路の整備を推進する。

整備を推進する主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路

第二東名高速道路、三遠南信自動車道

地域高規格道路

豊橋浜松道路（国道 23 号バイパス）、名豊道路（国道 23 号バイパス）

一般国道

1 号、23 号、151 号、247 号、259 号

主要地方道

東三河環状線、豊橋渥美線

街路

姫街道線、国府赤根線、小松原街道線

このほか、太平洋新国土軸の一部となる伊勢湾口道路の構想を進めるとともに、渥美半島を縦貫する幹線道路に関する調査を進める。

また、中部国際空港のアクセスとなる名豊道路の整備及び名浜道路の検討を進める。

さらに、踏切事故防止、道路交通の円滑化及び都市の均衡ある発展を図るため、東海旅客鉄道東海道本線（三河三谷～三河塩津）及び名古屋鉄道蒲郡線（蒲郡競艇場前～蒲郡）の連続立体交差事業を推進するとともに、日常生活に密着した市町村道、交通安全施設等の整備を進める。

□ 鉄軌道

東海旅客鉄道飯田線については、今後の輸送需要等を勘案して設備の増強を検討する。

豊橋鉄道東田本線（路面電車）の安全性・利便性を向上するため、停留場の改良、低床車両の導入等施設のバリアフリー化を進める。

八 港湾等

重要港湾三河港については、東三河臨海道路、第二東名高速道路、三遠南信自動車道、名豊道路などの整備により、西三河、遠州、南信州地域等との連携を強化しつつ、生産・流通拠点港湾として、蒲郡ふ頭及び神野西ふ頭等の整備を進める。また、良好な港湾環境の形成を図るため、大塚地区・御津地区等で緑地や海洋性レクリエーション基地の整備、海域環境創造事業など自然環境に配慮しつつ親しまれる港づくりを進める。

二 情報通信施設

インターネットの急速な普及や電子商取引の発展に代表される IT の飛躍的な進展は、経済活動や社会活動までも変革しつつあり、こうした IT 革命に対応する情報通信体系の整備を進める。

光ファイバー網の整備、より高速・高品質な移動通信システムの導入と普及等については、民間主導の原則の下で進め、高速・大容量の通信が可能なネットワークインフラの整備を推進し、それらの利活用を図る。

さらに、新城市等において、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消をはじめとしたデジタルディバイドの解消に向けた取組を進めていく。

(2) 宅地

人口の増加や工業生産の拡大等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、生活環境、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ計画的な宅地の開発を推進し、良好な住宅用地、工業用地を確保する。

イ 住宅用地

新たに必要となる住宅用地を確保するため、公的な住宅用地造成を進めるとともに、柳生川南部（豊橋市）、西部（豊川市）等の土地区画整理事業を積極的に推進する。

また、民間による住宅用地の造成についても、秩序ある造成を促進する。

ロ 工業用地

工業用地の需要に対処するため、三河港臨海部及び内陸部に工業用地を確保する。

(3) 公園緑地

うるおいのある生活環境を形成し、災害に対する安全性を確保するとともに、増大するスポーツ・文化活動等の多様な需要に対応するため、平成22年までに1人当たり都市公園面積約10㎡を確保することを目指し、東三河ふるさと公園（豊川市、御津町）、豊橋総合スポーツ公園（豊橋市）等の公園緑地の整備を進める。

(4) 河川、水路、海岸、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、生活の安定と地域経済の発展に資するため、次のとおり国土保全及び水資源開発施設の整備等を推進する。

イ 河川、水路

豊川、音羽川等の河川改修事業を進め、治水安全度の向上を図ると

ともに、生物の良好な生育環境に配慮した多自然型川づくりを推進する。

また、本区域においては、営農形態の変化などによる水需要の増加が今後とも見込まれることや、少雨化傾向などにより危険性が高まっている渇水に対し安定的な水供給を可能とするため、既存用水施設の有効利用など合理的な水利用を図りつつ、洪水調節等とあわせ水資源開発を行う設楽ダム建設事業を推進するとともに、豊川用水二期事業を推進する。

ロ 海岸

福江港海岸において高潮及び津波対策として、豊橋海岸において耐震及び高潮対策として、海岸堤防等を整備するとともに、伊良湖海岸環境の整備を進める。また、田原海岸、渥美海岸において堤防補強を実施し、津波対策の推進を図る。

波浪による侵食が著しい高豊漁港海岸、赤羽根漁港海岸等の遠州灘の海岸においては、海岸侵食対策として離岸堤等を整備する。

ハ 治山、砂防等

土砂災害等発生のおそれのある箇所のうち、緊急度が高い箇所から優先的に治山事業、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業などの防災対策を積極的に推進する。

(5) 住宅

世帯数の増加、住宅の質的向上への欲求の高まり等による住宅需要に処するため、必要な住宅の整備を進める。

このため、既成市街地においては、土地の高度利用を図り良好な市街地住宅の供給を推進するため、豊橋市中心市街地等の地区において市街地開発事業等を推進する。

また、周辺部においては、通勤通学等の輸送体系との関連を考慮しながら良質な住宅を供給する。

さらに、高齢化社会の到来に備え、シルバーハウジング・プロジェクトの実施等長寿社会対応型住宅の整備を推進する。

(6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上及び産業の発展等に対処するとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

安全で安定した水道用水の供給を図るため、愛知県水道用水供給事業等を推進する。

ロ 工業用水道

工業用水の需要拡大に対処するため、東三河工業用水道第2期事業を推進する。

八 下水道

都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、あわせて三河湾公共用水域の水質保全に資するため、平成22年度における下水道処理区域人口約528千人を目途に、豊川流域下水道を整備するとともに、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市などにおいて公共下水道の整備拡充に努める。また、高度処理についても導入に努める。さらに、発生汚泥量の増大に対処するため、必要に応じて下水汚泥の広域処理処分についても配慮する。

二 廃棄物処理施設

人口の増加、生活様式の高度化、工業生産の拡大等に伴う廃棄物の排出量の増大に対処するため、資源循環型の処理への転換を図ることを目標に必要な施設を整備する。

このため、豊橋市及び田原市において、最終処分場やストックヤードの整備を進める。

なお、し尿及び雑排水については、当面は公共下水道の整備状況を勘案の上、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設及び浄化槽の整備を促進する。

(7) 教育・文化、レクリエーション、研究施設

イ 教育・文化施設

学校教育については、小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、幼稚園について計画的な施設整備を進める。

また、地域における教育の核としての高等教育機関の整備を進める。地域における教育的及び文化的環境の向上を図るため、田原市の吉胡貝塚史跡整備をはじめ、地域の特色を活かした教育・文化施設の整備を図る。

ロ レクリエーション施設

余暇需要の多様化に対処するため、大塚地区（蒲郡市）などの整備を進める。

八 研究施設

豊橋サイエンスコアを核とした産学交流に努めつつ、豊橋リサーチパークなどへの研究施設等の誘致を進めるサイエンス・クリエイト21計画を推進し、本区域の研究開発機能の強化を図る。

(8) その他施設

イ 社会福祉施設

認知症や一人暮らしの高齢者等の急増に伴う福祉ニーズの多様化や高齢化を踏まえた地域社会づくりの推進のために、必要な基盤整備を高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

また、子育て家庭を社会全体で支援するため、保育所、放課後児童クラブ室、児童館等の児童福祉施設の整備について、次世代育成支援対策行動計画に沿って推進する。

さらに、障害者の社会福祉施設等についても、引き続き所要の整備を図る。

ロ 保健医療施設

人口構造、疾病構造等の変化に伴う医療需要の増大に対処し、地域医療の確保を図るため、愛知県地域保健医療計画に基づき各種医療施設の整備・充実を進める。

また、豊橋市において、保健所及び保健センターの整備を推進する。

八 公共職業能力開発施設

産業構造の変化と技能労働の高度化に対処し、必要な技能労働者を養成するため、東三河高等技術専門校の整備を推進する。

9 . 環境の保全に関する事項

本区域は、豊かな自然や快適な生活環境に比較的恵まれているが、製造業の発展や交通網の整備に伴う工場や幹線道路沿いの大気汚染・騒音等に加え、生活様式の多様化に伴う廃棄物の増加や生活排水による三河湾の水質汚濁などが大きな問題となってきた。

また、近年では、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応を迫られていることに加え、2005年の愛・地球博開催を契機に、住民の環境意識が大きく高まるなど、環境問題は多様化・複雑化している。

このため、本区域においては、法・条例に基づく規制、生活環境施策の整備による公害の防止はもとより、国及び愛知県の環境基本法・条例、環

境基本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、環境と共生する圏域整備を図る。

(1) 公害の防止

窒素酸化物（NOX）、浮遊粒子状物質（SPM）等による大気汚染や、窒素（N）、りん（P）等による水質汚濁の防止に向け、監視・測定、調査研究体制の整備、工場・事業場に対する規制・指導の徹底を図るほか、エコカーの普及促進、幹線道路の沿道環境対策を実施する。

また、三河湾の水質改善に向けては、下水道等の生活排水処理施設や産業排水規制の強化とともに、干潟の造成、覆砂、浚渫等の総合的な浄化対策を進める。

工場等からの騒音・振動・悪臭については、発生源における対策の徹底を図るとともに、必要に応じて工場等の適地への移転を推進する。

(2) 資源循環と廃棄物の適正処理

廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の取組（3R）推進に向け、企業等の環境管理システム（ISO14001等）の導入を支援するとともに、民間団体等との連携により、ごみの排出を抑制するライフスタイルへの転換に向けた啓発・支援に取り組む。

また、容器包装・建設等の個別リサイクル法の適切な運用を図るとともに、国や県・市町村による率先したグリーン購入やリサイクル資材認定制度の運用等により、廃棄物の再資源化とリサイクル商品の市場拡大を推進する。

さらに、愛知県で導入された産業廃棄物税の収入や愛・地球博における先駆的な環境技術等を活用し、先導的なリサイクル施設等の立地を推進し、環境保全と経済発展が両立する地域の形成を図る。

廃棄物の適正処理に向け、一般廃棄物については、市町村等による施設整備を進めるとともに、広域的な処理体制の確立に向けて取り組む。

また、産業廃棄物については、排出事業者処理責任のもとで適正な処理が行われるよう、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の確実な実施を指導するとともに、公共による関与も図りながら最終処分場の整備に向けた取組を推進する。

(3) 豊かな自然環境・水環境の保全・再生

都市生活の快適さ・利便性を享受しつつも、身近な緑や水辺にふれあうことができるよう、都市公園の整備や緑地の保全、道路沿道の緑化、親水空間・ビオトープの創出等を図る。また、都市近郊に残る里山の保全・活用を図るため、住民や NPO・民間団体との協働による取組を推進する。

都市の周辺に広がる森林や河川、三河湾等において、生物多様性の保全を図るとともに、住民の保健・休養の場、自然とのふれあいの場を提供するため、森林・河川・干潟等の保全・再生を推進する。

また、魅力的な景観の形成に向け、住民との協働による景観法等を活用した取組を推進する。

森林や農地・ため池がもつ水源かん養機能の確保等を通じて水資源の有効活用を図るとともに、道路等における透水性の向上や生産緑地の保全等により地下水かん養機能の増進を図る。

(4) 地球温暖化の防止と快適な都市環境

地球温暖化の防止に向けて、熱電併給(コージェネレーション)システムやESCO事業の普及等、省エネルギー対策を推進するとともに、太陽光や風力、バイオマス等新エネルギーの積極的な導入を図るとともに、CO₂の主要吸収源である森林の整備・保全を推進する。

バイパスの建設等による交通量の適切な分散、連続立体交差事業や道路拡幅・交差点改良等によるボトルネックの解消、物流の効率化に資する港湾アクセス道路の整備等により、自動車交通に起因する環境負荷の低減を図る。

10. 防災対策に関する事項

本区域は愛知県の東部に位置し、東三河平野、渥美半島丘陵地及び東三河丘陵地で形成され、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所などの土砂災害危険箇所が点在している。

豊川の旧河道沿いには軟弱な地層が分布し、三河湾の海岸沿いには造成に伴う埋立地を有している。

本区域では、全区域が東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、また、中央構造線、深溝断層などの活断層も存在することから、内陸直下型地震の発生の危険性も内包している。

産業経済活動の活発化により、豊橋市を中核とした都市部においては、市街地の拡大、建物の過密化・高層化など都市化の進展に伴い、大規模な地震災害及びそれに伴う二次災害等の拡大に対して、危険性を内包している都市構造となっている。

また、各種産業が展開する臨海部では、石油コンビナートなどの危険物施設が立地している。

以上のような自然的・社会的条件を踏まえ、この区域における防災対策は、地域住民の生命及び財産を災害から保護し、県土保全と県民福祉の確保に万全を期するため、県・市町地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的に各種防災対策を推進する必要がある。

(1) 震災対策に関する事項

イ 地震に強い都市構造の形成

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。また、地盤沈下の防止対策の推進を図る。

防火地域、準防火地域の指定に基づき建築物の防火規制や、建築物の火災耐力等増強策の推進により、建築物の不燃化の促進を図る。

また、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定等防災空間の整備拡大を図る。さらに、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、災害に強い都市構造の形成を図る。

道路、河川、港湾など骨格的な基盤施設の耐震性の確保を図るための整備等を推進する。特に体系的な道路ネットワークの整備を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保を図る。

ロ 建築物の耐震化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物についても耐震診断、耐震改修の普及など耐震化を促進する。

ハ 津波対策

地震による津波に対して、堤防護岸の改良・補強、水門等の改良・補修など、海岸保全施設を整備する。

ニ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の安全性を

確保するとともに、電線共同溝による地中化、系統の多重化、ブロック化、バックアップ等の代替施設の整備を進める。

ホ 液状化対策

液状化発生が予想される地域の施設の設置については、地盤改良等により発生の防止を図る。

ヘ 危険物施設等の安全確保

石油コンビナート等の危険物施設等については、石油コンビナート等防災計画等に基づき、施設の保全及び耐震性の強化を図る。

ト 広域防災活動拠点の整備

応援部隊や物資の集結・集積拠点となり、また、防災ヘリコプターの有効活用が可能であるなどの機能を有する広域防災活動拠点を整備し、被災市町村等の要請に応じた様々な支援を行うほか、緊急物資の海上輸送手段確保等のため、臨海部における防災施設の整備を推進する。

また、中核的広域防災拠点となる施設と連携を図りながら、広域防災ネットワークを構築する。

チ 避難所施設の充実

学校等を地域の避難所や防災拠点として活用するため、学校教育活動等に支障が生じないように配慮しながら避難所資機材整備を進めるとともに、都市公園等の整備の中で耐震性備蓄倉庫や耐震性貯水槽の配備を図り、防災拠点作りを進める。

(2) 風水害に関する事項

イ 風水害に強いまちの形成

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設や砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。また、土砂災害防止法に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、住宅等の新規立地抑制等の対策を推進するとともに、土砂災害危険区域図を作成して、市町村における土砂災害ハザードマップの作成を支援する。

洪水による災害発生を防止するため、河川や多目的ダム・小規模ダムの整備を図るとともに、低下した保水・遊水機能を確保するような施設整備（流域対策）を行い、総合的な治水対策を推進する。

高潮や海岸侵食の防止などのため、堤防、護岸、離岸堤などの海岸

保全施設の整備を推進するとともに、海岸防災林の整備などにより、海岸保全機能の維持・向上を進める。

農地の公益的機能の保持、侵食・崩壊の防止、地すべり被害の防止などのため、農地防災対策や農地保全対策を推進する。

道路、河川など骨格的な基盤施設の耐震性や風水害に対する安全性の確保を図るための整備等を推進する。特に体系的な道路ネットワークの整備を推進し、災害時の緊急輸送道路の確保を図る。

ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設の風水害に対する安全性の確保を推進する。

また、強風による落下物防災対策に努めるとともに、防水板など建築物や地下街等を浸水被害から守るための施設整備を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の安全性を確保するとともに、電線共同溝による地中化、系統の多重化、ブロック化、バックアップ等の代替施設の整備を進める。